

令和8年度 第1回人事委員会議事録

一 日 時 令和8年4月14日（火） 午後3時から4時30分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

三 出席者

- | | | | | | | | |
|---|-------|------|-------|---------|-------|--|--|
| 1 | 人事委員 | 委員長 | 中本久美子 | | | | |
| | | 委員 | 細田耕治 | | | | |
| 2 | 事務局職員 | 事務局長 | 丸山真治 | 次長兼給与課長 | 灘尾幸三 | | |
| | | 任用課長 | 湯ノ口修 | 係長 | 安藤美奈子 | | |
| | | 係長 | 尾崎結子 | 係長 | 前田智大 | | |
| | | 主事 | 玉手満太郎 | 主事 | 山代希 | | |
| | | 主事 | 玉谷航祐 | 主事 | 蓮佛藍子 | | |

※事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて執務室から呼び出す形で対応

- 3 傍聴者 1名

四 議 題

- 議案第1号 令和8年職種別民間給与実態調査の実施について
議案第2号 人事委員会定めの一部改正について（旅費関係）
議案第3号 選考により採用する職に係る承認について（医療技術職）
議案第4号 職員の採用選考について
報告第1号 職員からの苦情相談について（事案番号7年－11～13号）

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号から第3号は公開、議案第4号及び報告第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

令和8年職種別民間給与実態調査の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

令和8年職種別民間給与実態調査を以下のとおり実施する。

1 目的

県職員の給与を県内民間事業所従業員の給与と比較検討するための資料を得ること（人事院等との共同調査であり、全国の調査結果を集計したものは国家公務員の給与との比較の資料となる。）

2 調査対象

（1）調査対象事業所

令和8年4月現在における県内の企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の187事業所
企業規模…調査対象事業所も含めた企業全体の従業員数
事業所規模…調査対象事業所の従業員数

（2）調査事業所

（1）の中から人事院が無作為抽出により選定した105事業所

3 調査方法

調査員による実地調査を基本としつつ、必要に応じて対面によらない方法も活用する。

4 調査期間

令和8年4月22日（水）から6月16日（火）まで

5 主な調査内容

- ・本年4月分の個人別給与の支給状況（職種（事務・技術等）別、年齢別、学歴別）
- ・初任給の支給状況（職種（事務・技術等）別、学歴別）
- ・昨年8月から本年7月までに支払われた賞与及び臨時給与の支給状況（支給総額、支給人員等）
- ・各種手当の支給状況
- ・高齢者雇用施策の状況 など

※前年度調査からの変更点

- ・調査対象事業所の県内企業規模（50人以上→100人以上）
- ・調査事項（通勤手当の支給状況→国内異動における手当等の支給状況）

【質疑等】

委員：調査対象事業所が減ったことについて理由を伺いたい。

事務局：調査対象事業所のうち企業規模50人以上100人未満が対象外となったことに伴うもの。

委員：例年、調査を依頼するにあたり感じている困難さや工夫等はあるか。

事務局：県内の事業所数が限られる中例年調査を依頼する事業所もあり、抵抗感を示されることもあるものの、例年8割～9割程度の調査完了率を維持している。今年度は事業所数が減っていることを踏まえ、粘り強く協力をお願いすることが必要と思料。

委員：調査事項の変更について理由を伺いたい。

事務局：国の調査事項の変更の意図については測りかねるところもあるが、近年の物価上昇等に伴い国や都道府県等が引っ越しに係る費用の手当等を拡充していることもあり、民間の状況を把握しようとするものではないかと思う。人事委員会としても、国や他県の動向はもちろんのこと民間の動向も伺いながら手当等の検討を行いたく、より子細な調査をする意図。

◇議案第2号

人事委員会定めの一部改正について（旅費関係）、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり人事委員会規則の一部を改正する。

1 改正する規則の名称

旅費の運用等について

2 内容

別添改正案のとおり

3 改正の概要

(1) 自家用車通勤の職員が私有自動車等を利用して住居初又は住居着の旅行をした場合には、通勤手当との重複支給を防ぐため、旅費から通勤手当相当額を減額調整しているが、給与条例の改正に伴い、現行通り減額する通勤手当相当額に駐車場料金を含まないこととするため改正を行う。

※年度末の規則改正に合わせて改正すべきであったものであるが、改正を漏らしていたもの

【調整方法】 旅費 — 通勤手当片道分（駐車場料金を除く）

(2) 令和8年度の改正で国が赴任旅費の対象を拡大したことに伴い、それに準じた改正を行う。

4 施行日等

公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

◇議案第3号

選考により採用する職に係る承認について（医療技術職）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県営病院事業管理者から下記のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

記

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
薬剤師	5名程度	欠員補充（厚生病院2、中央病院3）
医療ソーシャルワーカー	1名程度	欠員補充（厚生病院1）
診療放射線技師	1名程度	MRIを2台体制にするため増員（厚生病院1）
臨床心理士又は公認心理師	1名程度	欠員補充（厚生病院1）

2 採用予定日

令和9年4月1日

※欠員等の状況によっては、それ以前に採用する場合もある。

3 選定方法

病院局において選考試験を実施

(1) 受験資格

ア 年齢要件（全職種共通）

昭和42年4月2日以降に生まれた者（59歳以下）

イ 資格・免許

職種	資格・免許
薬剤師	薬剤師法（昭和35年法律第146号）第2条に規定する薬剤師免許を有する者又は令和9年4月30日までに同免許を取得する見込みの者
医療ソーシャルワーカー	次のいずれかに該当する者 ア 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づく社会福祉士の資格を有する者又は令和9年4月30日までに同資格を取得する見込みの者 イ 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所における医療ソーシャルワーカーとしての実務経験が令和9年3月31日満了時点で3年以上となる見込みの者
診療放射線技師	診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第3条に規定する診療放射線技師免許を有する者又は令和9年4月30日までに同免許を取得する見込みの者
臨床心理士	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が定める臨床心理士資格認定証の交付を受けている者又は令和9年4月30日までに同認定証の交付を受ける見込みの者
公認心理師	一般財団法人公認心理師試験研修センターが定める公認心理師登録証の交付を受けている者又は令和9年4月30日までに同登録証の交付を受ける見込みの者

(2) 試験内容

専門試験（専門的知識及び思考力、表現力などの能力についての論文試験）及び面接試験（個別面接による人物、専門的知識についての口述試験）の成績により合格者を選考

(3) 試験実施スケジュール（予定）

- 4月15日（水） 募集開始
- 5月15日（金） 募集〆切
- 6月 7日（日） 試験日
- 6月30日（火） 合格発表

4 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

【質疑等】

- 委員 : 今回の募集職種は患者の命にかかわる、欠員があると困る職種だと思うが、薬剤師の確保困難の理由等分析されているか。
- 事務局 : 薬剤師の総数の増減についてのデータは手元にはないが、ドラッグストア・薬局等の増加などで民間においても薬剤師の需要が高いと思われる。
- 委員 : 今後の話だが、そういった状況を受けての工夫も必要となってくると思う。

◇議案第4号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇報告第1号

職員からの苦情相談について【事案番号7年－11号～13号】について、事務局が説明した。

六 次回人事委員会の開催

令和8年5月20日（水）午前10時00分から開催することとした。